

自 平成 1 2 年 6 月 3 0 日
至 平成 1 2 年 6 月 3 0 日

平成 1 2 年 第 5 回
階上町議会臨時会会議録

階 上 町 議 会

平成 1 2 年 第 5 回 階 上 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

目

次

6月30日(月)

○議事日程第1号	2
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のための出席者	3
○職務のための出席者	3
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議案3件一括上程及び提案理由の説明	4
○議案第1号〔階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて〕	5
○議案第1号撤回の件	11
○議案第2号〔平成12年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算 (第1号)〕	14
○議案第3号〔ふるさと林道石倉線開設工事請負契約の締結について〕	14
○閉会の宣告	15
○署名議員	16

平成12年第5回階上町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

平成12年6月30日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程及び提案理由の説明

議案第 1号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第 2号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予
算(第1号)

議案第 3号 ふるさと林道石倉線開設工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案一括上程及び提案理由の説明

日程第 4 議案第1号

追加日程 議案第1号撤回の件

日程第 5 議案第2号

日程第 6 議案第3号

出席議員(18名)

1番 高 松 久美子 君	2番 石 川 清 人 君
3番 山 田 恵 治 君	4番 土 橋 信 夫 君
5番 郷 州 公 典 君	6番 上 山 博 一 君
7番 松 森 高 君	8番 佐 京 登 君
9番 畑 中 弘 實 君	10番 大 前 典 男 君
11番 桑 原 一 夫 君	12番 木 村 勝 彦 君

13番 阿部敏秋君

14番 浜谷豊美君

15番 平戸茂雄君

16番 松倉正美君

17番 田端清君

18番 荒道鶴造君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長 正部家佑介君

収入役 伊藤昭一郎君

総務課長 浜谷政己君

企画課長 浜谷義勝君

税務課長 松橋隆巳君

保健福祉課長 鳩文男君

農林課長 高階繁雄君

職務のための出席者

議会事務局長 高橋信一君

総務課長補佐 上博文君

総務課庶務係長 田中昇君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより平成12年第6回階上町議会臨時会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（荒道鶴造君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒道鶴造君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において

4番 土 橋 信 夫 君

5番 郷 州 公 典 君

を指名いたします。

◇

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒道鶴造君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 議案3件の一括上程及び提案理由の説明

○議長（荒道鶴造君） 日程第3、この際日程第4、議案第1号 階上町国民健康保険
税条例の一部を改正する条例の制定についての件から議案第3号 ふるさと林道石倉
線開設工事請負契約の締結についての件までの3件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長 正部家佑介君。

〔町長正部家佑介君 登壇〕

○町長（正部家佑介君） 本日ここに、平成12年第5回階上町議会臨時会を開会する
に当たり、議員各位にはご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げ審議の参考に供したいと思います。

議案第1号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町国民健康保険税の医療分及び介護納付金分の所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ改定するため提案するものであります。

議案第2号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ627万3,000円を減額し歳入歳出予算の総額を、それぞれ6,418万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、入院外の診療収入627万3,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費の一般管理費627万3,000円を減額するものであります。

議案第3号 ふるさと林道石倉線開設工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、ふるさと林道石倉線開設工事請負契約を締結するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので慎重にご審議の上、原案のとおり御議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（荒道鶴造君） これをもって提案理由の説明を終わります。



◎日程第4 議案第1号

○議長（荒道鶴造君） 日程第4、議案第1号 階上町国民健康保険税条例の一部を改

正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

4 番土橋信夫君。

○4 番（土橋信夫君） ハイ 4 番土橋。国保税の値上げについて、まずお聞きしたいのは、今日臨時議会前に資料提出してそれで今日中にですねえ議決しなきゃならないという必要性があるかどうか、まずそれをお聞きしたい。

○議長（荒道鶴造君） 保健福祉課長鳩文男君。

○保健福祉課長（鳩文男君） 実は、国保税の課税基準日というのは7月1日になっておりますので、是非今日ご承認お願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 4 番土橋信夫君。

○4 番（土橋信夫君） 7月1日の課税基準日ということの前日の臨時議会の10時からの開会で、30分前にこう資料渡されてそれを審議するということになると非常に無理がある。手法としてやはりその議事の運営の仕方、議会の進め方についてやっぱり無理があると思うんです。例えば、財政的な問題をとらえてですねえ、要因とすれば経費削減の問題もございますし、税のですね徴収率の問題もございます。他の町村に比べて本町は税收の徴収率がどういうふうな形になってるのか、仮に2パーセント3パーセント努力して上げることによって補完的に補うことが、埋めることができるんじゃないか言うこともありますし、いろいろな要因が考えられるわけでございまして、その税金というのは町民等しく負担していかなきゃならない。しかも、お聞きしますと5パーセント前後の負担になるんだと言う、この町税の負担をたかだか15分か20分の説明でもって審議して翌日から施行しなきゃならないというのは、非常にこれは議会に対するこう軽視じゃないかと言うふうに思います。審議する時間とすれば非常に不十分だと思いますから、私とすればこのまま認めたくないと思いますし、どうしてそういう日程をとっていかなくちゃあならないのか、というのは前から基準日分かっているんであれば町長十分な審議をお願いしたいということであればですねえ、もっと前に時間をかけて審議するべきじゃないかと言うふうに思います。以上。

○議長（荒道鶴造君） 保健福祉課長鳩文男君。

○保健福祉課長（鳩文男君） 7月1日基準日というのは私どもも分かっておりましたし、今年からコンピュータの導入、入りまして5月末の11年度の決算のとりまとめその辺がとまどいまして定例会にかけられなかったことはお詫び申し上げます。国保の運営協議会12日、どうしても一週間くらい整理にかかりまして見通し立てるのにかかりましたんで6月12日になってしまいましたけども、その後衆議院の選挙等ございましてそれぞれ事務、我々が判断するのがどうだったか今となればあれですけどもその辺もございまして日程的に今日になってしまいましたことを誠に申し訳なく思います。収納率につきましては、県下でも低いほうとなっております。その収納率を1パーセント上げれば400万、今4億の全体で調定となっております。1パーセント400万、今年度分さきほどご説明申し上げました3,000万、もっともっと頑張っていかなければなりません、我々としましては税務課の収納係と手を携えながら収納率の向上についても、これからも頑張っていかなければとは思っています。

日程遅れたということにつきましては、大変申し訳なく審議の時間とれなかったこと、お詫び申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） ほかに質疑はありませんか。

11番桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） ちょっとお尋ねいたします。一つは、出納閉鎖の段階において欠損処理されてると思うんですよ。例えば、11年度に関しましてはどのくらいの処理をなされているのか、ちょっと私ら分かりませんのでそこをお尋ねしたいと思います。それから、これは町の規則の中で国保税滞納整理員という、規則で定めてご努力頂いてそれなりの実績を上げていると思います。それには敬意を表したいと思います。そういう中で、条例の中でいきますとやはり町税の徴収員というのは町長が認めた町税吏員であるという形しか私はとらえないんですけどもですね、これは以前から規則でやってるわけですけどもこの整理員の法的な根拠と申しますかそこをですねもう一度私ちょっとお尋ねしたいなあと、あくまでも町税収納は町長が任命した町税吏員というのがあくまでも町条例の中で条例としてうたってますのでですね、これがどういう法的根拠をもって整理員というのやられているのかちょっとお尋ねしたいと思います。それからもう一つ、先般3月定例会でしょうか。税務課長さんの方だった

と思うんですけども、納税組合制度等これらも将来いろんな面で公平感それらを含め考えていきたいというふうな確かお話があったと思うんですけども、町条例の中で町税といえば当然国民健康保険税ということで税になるわけですけども基本的には保険料から税に変わってきたわけですけども、そういう中で納税貯蓄組合に対する報奨金でしょうか。それには当然、町税全てが報奨金の対象になってると思うんです。そういう中で、国保税もそれに含まれてると思うんですね。基本的にこの目的税というところから考えると、他の町税と違ってこの国保税の部分というものは報奨金として本来出すべきものではなかったのではないかなという私、今気がしてるんですね。そこら辺のともちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 税務課長松橋隆巳君。

○税務課長（松橋隆巳君） ハイ。ただいまの質問の一部にお答えしたいと思います。

不納欠損の件でございますが、今ここに資料を持ってきておりません。ちょっとわからないですが、もし必要あれば今、後で確認しお知らせいたしたいと思います。それからもう一点、前納報奨金でなくて、奨励金、納税貯蓄組合の報奨金、失礼しました納税貯蓄組合に対する補助金、その中に奨励金があるわけですがこれについては納税貯蓄組合さんに徴収をお願いしていますので、全税目について組合で扱った分については補助金を交付しております。私の解釈としましては、これ税ですので前納報奨金だと目的税ですのでこれは対象にならない、でもこの納税組合の補助金については組合を通してそれだけ労を、組織の運営上事務費として同じ税ですので納税貯蓄組合を通して入る分については補助金を一般税と同じように交付してるということでございます。以上でございます。

答弁漏れありまして申し訳ございませんが、これ税として国保税でございますので税として同じように扱って同じように納税貯蓄組合を経由して納税貯蓄組合をお願いして徴収しておりますので同じような扱いをしていくべきかな、いくべきがいいのではないのかなあと言うふうに考えておりまして、今後も、今のところはそのような形でやっていきたいと思っております。

○議長（荒道鶴造君） 11番桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） ハイ。そこのですねえ、滞納整理員に関しましては、そのや

る人の立場がねキチッとして理解されないと、いろんな立場もあまり気持ちいいもんじゃないもんですから、そこの根拠のところ後で調べてですねえお知らせください。

私は、基本的には町条例でいきますと町長が任命した徴税吏員があくまでも公金を徴収すると。ただ、町条例の古い中では滞納整理組合なるものが昭和28年でしょうかこの条例は、滞納整理組合なるものがあった場合にはその組合員の中から町長が任命して町税をお願いすることができるということはあるんだけど、そういうものの中での動きじゃないと思いますんでそこちょっと後でお知らせをくださいお願いいたします。あと、欠損額ですけども是非今この場でですねえお聞きしたいもんですからちょっとお調べいただきたいと思います。それから納税貯蓄組合に対するその補助金、報奨金の件ですけども、基本的には報奨金をなくした、だんだんに公平感という立場から納税貯蓄組合も考えてきた、将来検討していきたいというのが答弁があったもんですから、その中でやはり他の固定資産税とかですねえ他の税とは別な国保税というのは同じ税でも目的税な訳ですよ、その目的税と言うことからとらえると他の自治体では私確認してないけども国保税に関しては事務費として、事務経費としては出してるかもしれませんがそのような収納率に対する補助金としては国保税が除かれている部分があると思っています。あくまでも目的税ですけどね、そこを私はお伺いしたかった訳です。それともう一点、先ほど協議会の説明の中で課長さん、課税標準額が随分下がったということでございます。これは景気がこのような状況ですので課税標準額は当然下がることも予想されます。しかしながら、昨年度この税を改正するに当たって恐らくまた今年度やらなきゃあならないということではなく、やはり3年くらいのスパンで改正をされてると思うんですよ。そういう中で今回極端な課税標準額が下がったということであれば、やはり今年かまた来年がどうなるのかという部分も含めて今回の改正を考えていかなければならないと私は思うんですが、ですので今回その課税標準額がどのくらいに減少したのか、私はコンピュータ導入したミスがあったとは言いませんけれども、どのくらい下がったかというのがまた来年どうなるかというものを長期的な視野に立って改正をすべきではないかなという観点からお伺いしてる訳です。課税標準額をお尋ねします。

○議長（荒道鶴造君） 保健福祉課長鳩文男君。

○保健福祉課長（鳩文男君） 11年度の課税標準額40億4,000万、11年度当初要求時の課税標準額でございます。それで今回34億6,500万で試算したものでございます。11年度実績て言いますか、あれでいきますと14億ほど下がってることになってございますが、ただこれにつきましてはこの数字につきましては階上町に一ヵ月でもいれば課税対象になる、その方々の所得についてもプラスしたものであるんで、運営協議会の方にお示しした数字は10億円減という数字でお示ししてございますけども、実際今課税する段階での数字の比較は今お示した数字となることでございます。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 桑原議員。さっきの資料必要だと言うんでしょう。じゃあいつて持ってきてください。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午後4時41分

○議長（荒道鶴造君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番桑原議員の再質問に対する答弁をいたさせます。

税務課長松橋隆巳君。

○税務課長（松橋隆巳君） 調査に長い時間要しましたことを申し訳なく思っております。それで調査しました結果、これ監査がまだ終わっておりませんので現時点の額でございます。欠損額ですけども、処分額ですが、11年度1,282万5,257円になっております。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 11番桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） ハイ。11番桑原。どうも大変ありがとうございました。3月定例会で税務課長さんの方から町のこの今のいろんな町の方向性が打ち出された訳です。納税に対するですね補助金等、私は大変事情としては分かるんですけども一つには様々な改革をしていかなければならない、それから収納が欠損額が1,280万、昨年は1,200万、一昨年は約700万台ですか、ここ二ヵ年くらい大変欠

損額が増えている。これは大変努力してる中での事情だと思うんですけども、そこはご努力をまた引き続き頂きたいと、そしてまた私一番気になってるのは標準課税額が想像絶するような大きな減額になっていると、これらを私踏まえやすと安易に今年は上げないで、改正しないでこの課税標準額等の景気など見守りながら次年度以降に改正するべきではないかなあと、苦しいのは重々分かるんですけども、このように考える訳ですけどもいかがでしょうか。

○議長（荒道鶴造君） 保健福祉課長鳩文男君。

○保健福祉課長（鳩 文男君） 私どもでもいろいろ検討した中で、先ほど来ご説明申し上げておりますけども、この本会議場におきましても財政運営につきましていろいろ議論されまして事務事業の見直し等図りながら健全な財政運営に努めるというようなお約束してる中で、それぞれの我々部署、事務事業の中において出来るだけ自主的に独立採算でやるべきものと思って、今回提案したものでございます。ご理解頂きたいと思います。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 本日の会議時間は議事の都合により予めこれを延長いたします

◎議案第1号 撤回の件

○議長（荒道鶴造君） ただいま議題となっております議案第1号について、町長より撤回したいとの申し出があります。

議案第1号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について撤回の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について撤回の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案第1号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について撤回の件を議題といたします。

町長から撤回の理由の説明を求めます。

町長正部家佑介君。

〔町長正部家佑介君 登壇〕

○町長（正部家佑介君） 提出事件撤回請求について、ご説明申し上げます。

議案第1号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提出議案を撤回請求するものですが、税の問題であります。非常に大事なことは申し上げるまでもないことな訳であります。まだまだ十分な理解を頂いているという状況にないという判断をしました。従って、十分な理解を頂いてお願いをしたいため今回撤回を請求するものであります。

〔町長正部家佑介君 降壇〕

○議長（荒道鶴造君） お諮りいたします。

ただいまの撤回の件については、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議がありますので起立により採決いたします。

撤回の件を、許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（荒道鶴造君） お座りください。

起立少数であります。

よって撤回の件は、許可しないことに決定いたしました。

○議長（荒道鶴造君） 審議を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

15番平戸茂雄君。

○15番（平戸茂雄君） ただいま審議中であります議案第1号について、町の財政の大変なことも十分理解しております。しかしながら、昨年も国保税が上がっている訳でございます。そしてまた介護保険、それにまた5パーセントの保険税の上げということでは、町は大変だと思いますけれどもそれ以上に町民の負担が多大なる負担増になると考えるわけでございます。そういう意味で、来年度に据え置いても良いのではないかという考えでございます。そういう意味におきまして第1号議案に反対を表明いたします。以上です。

○議長（荒道鶴造君） ほかに討論ありませんか。

16番松倉正美君。

○16番（松倉正美君） 16番松倉。私は、この提案された議案を撤回する引き下げるということについて賛成の立場をとります。なぜかといえば、やはり今朝ほど来議案説明の段階での議員各位のお話のスタートのとおりこの問題は短時間で結論出すには重すぎると、やはりそういうような場を経てやるべきだという慎重論が出たわけですから。私はそういう姿勢がね、やはり議会にあってふさわしいと思います。だからこれを撤回して十分議論をして、どういう方法が階上町にとって

○議長（荒道鶴造君） （議題外の発言ということで注意）松倉議員。この1号議案についての反対、賛成の討論でございますので、撤回はすでに終わりました。ということで、その趣旨で発言を求めます。（松倉議員そのまま座った）

ほかにございませんか。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（荒道鶴造君） お座りください。

起立少数であります。

よって、議案第1号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件は否決されました。



◎日程第5 議案第2号

○議長（荒道鶴造君） 日程第5、議案第2号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第3号

○議長（荒道鶴造君） 日程第6、議案第3号 ふるさと林道石倉線開設工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 ふるさと林道石倉線開設工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（荒道鶴造君） これにて平成12年第5回階上町議会臨時会を閉会いたします

閉会 午後4時57分

署 名

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員

